

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和 7 年 8 月）	改正後（令和 7 年 9 月）	備考欄
＜P. 4＞ 7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行 受注者は、主たる工種が屋外作業である工事（建築工事・建築設備工事を除く。なお、除草・剪定等の工事積算体系の委託役務を含む。）において、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」（以下 URL 参照）の内容に従い実施すること。 URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/0130030/jigyokanri/giken/nettyusyo_hosei.html （1）真夏日とは日最高気温が 3 0℃以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 3 0℃以上の場合とする。 なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが 2 5℃以上となる日数を真夏日とみなす。 （2）工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は 含まない。 （3）対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期 （4）受注者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 （5）受注者は、真夏日の計測結果の資料、及び真夏日率の算出結果とその根拠となる真夏日・工事着手日・工事完成日・年末年始や夏季休暇・工場製作のみの期間・工事全体を一時中止している期間・休工日が確認できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、監督職員が真夏日日数を確認後、発注者が現場管理費率を補正し、請負契約書第 2 4 条の規定に基づき請負代金額を変更する。	＜P. 4＞ 7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行 受注者は、主たる工種が屋外作業である工事（建築工事・建築設備工事を除く。なお、除草・剪定等の工事積算体系の委託役務を含む。）において、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」（以下 URL 参照）の内容に従い実施すること。 URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/0130030/jigyokanri/giken/nettyusyo_hosei.html	（削除）

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和 7 年 8 月）	改正後（令和 7 年 9 月）	備考欄
<P. 5>> 1-1-18 建設副産物 2. 再生資源利用計画書等の作成 (1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式（以下、「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC））にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム（COBRIS）登録に代えることができる。 (2) 受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後 1 年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各 1 部ずつ印刷して監督職員に提出するとともに、計画書を工事現場の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 建設副産物（建設副産物情報交換システム） 建設資材（土・砕石・As 合材・その他再生資材）を搬入または建設副産物を搬出する工事においては、建設副産物情報交換システムに登録するものとし、受注者は施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (4) 建設副産物（建設発生土情報交換システム） 建設発生土を搬入または搬出する工事においては、建設発生土情報交換システムに登録するものとし、受注者は工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (5) 受領書の交付 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 (6) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であること	<P. 5>> 1-1-18 建設副産物 2. 再生資源利用計画書等の作成 (1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式（以下、「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、「コブリス・プラス」（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC））にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことでコブリス・プラス登録に代えることができる。 (2) 受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後 1 年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各 1 部ずつ印刷して監督職員に提出するとともに、計画書を工事現場の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 建設副産物（コブリス・プラス） ・建設資材（土・砕石・As 合材・その他再生資材）を搬入または建設副産物を搬出する工事においては、コブリス・プラスに登録するものとし、受注者は施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 ・建設発生土を搬入または搬出する工事においては、コブリス・プラスに登録するものとし、受注者は工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (4) 受領書の交付 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 (5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果（確認結果票）は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場	（変更）

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和 7 年 8 月）	改正後（令和 7 年 9 月）	備考欄
について、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果（確認結果票）は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (7) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「(6)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果（確認結果票）を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 (9) 受領書及び確認結果票の参考様式等 受領書及び確認結果票の参考様式、並びに(5)～(8)に記載された事項の運用等については、以下の国土交通省のホームページを参照されたい。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html	において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (6) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「(5)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果（確認結果票）を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (7) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 (8) 受領書及び確認結果票の参考様式等 受領書及び確認結果票の参考様式、並びに(5)～(8)に記載された事項の運用等については、以下の国土交通省のホームページを参照されたい。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html	